

大阪府議会議員の議員報酬の特例に関する条例（特例条例） の一部改正に係る経過

H28.06.02 理事会

- 自民から特例条例改正案提示
あわせて、議員報酬のあり方を議論する場の設定を要請
 - ・ 議員報酬削減期限：H29.3.31 ⇒ H31.4.29 まで延長（2年延長）

H28.06.07 理事会

- 自民の提案に対し、
維新：反対
公明：全会一致を目指して、議長主導で議論すべき
- 公明の提案に対し
自民：報酬のあり方について議長主導で議論する場を設けるとの3会派の合意があり、
特例条例改正案の提出を見送り

H29.02.17（理事会 →）理事懇談会

- 議員報酬の削減維持については合意 ⇒ 次回 2/24 に理事懇を開催し引き続き協議。

H29.02.24（理事会① →）理事懇談会 → 理事会②

- 3会派共同で特例条例改正案（2年延長）を提出することと、報酬審議会等の第三者機関をH29年秋ごろに設置することで合意

H29.02.24 本会議

特別条例改正案（議員報酬削減期限をH31.4.29まで延長）を3会派共同で提出

⇒ 同日可決成立